厚生労働省
千葉労働局

Press Release

千葉労働局発表
令和３年８月５日

照会先
千葉労働局労働基準部賃金室
室長　　　　　庄司　淳
賃金指導官　植村　忠弘
（電話）０４３－２２１－２３２８

報道関係者　各位

千葉県最低賃金の２８円の引上げを答申

千葉地方最低賃金審議会（会長：大澤克之助）は、千葉労働局長（局長：江原由明）に対し、千葉県最低賃金を２８円引き上げ、時間額９５３円に改正するのが適当であるとの答申を行いました。

１　本年６月 25 日、千葉労働局長から千葉地方最低賃金審議会に対して諮問を行った千葉県最低賃金（地域別最低賃金）の改正について、同審議会は審議の結果、本日（８月５日）、現行の最低賃金の時間額９２５円を２８引き上げ（引上げ率３.０２%）て、９５３円に改正することが適当である旨の答申を行いました。
　効力発行の日は、現時点で令和３年１０月１日と見込んでいます。

２　この「２８円」の引上げ金額は、中央最低賃金審議会の「令和３年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」において示された目安どおりの金額です。

３　千葉労働局としては、この答申を踏まえ、本年度の千葉県最低賃金の改正に係る手続を進めてまいります。

４　厚生労働省では、最低賃金引上げに向けた環境整備に係る中小企業・小規模事業者支援として、「業務改善助成金」の活用を推進しています。
○　業務改善助成金（別添１リーフレット参照）
　事業場内最低賃金(事業場内で最も低い賃金－千葉県最低賃金から 30 円以内－)を 20 円以上引き上げ、設備投資等を行った事業主に対して、最大 600 万円（90 円コースの場合）の助成金が支給されます。
→千葉労働局雇用環境・均等室（電話０４３－３０６－１８６０）
　助成金の申請を検討される事業主の方で、最低賃金近辺の賃金を引き上げる場合は、現在の最低賃金が引き上げられる前に申請する必要があります。

５　「千葉働き方改革推進支援センター」（別添２リーフレット参照）

千葉労働局委託事業として、令和３年４月より、様々な経営・労務管理に関する課題に対して、ワン・ストップで無料相談ができる「千葉働き方改革推進支援センター」（電話 0120－174－864）を設置しています。同センターでは、最低賃金の引上げで影響を受ける中小企業への支援として、生産性向上に向けた取組や、上記助成金を含めた申請の相談等を行っています。

＜参考１：最低賃金について＞

○　千葉県最低賃金について

地域別最低賃金である千葉県最低賃金は、産業、職種、常用・臨時・パート等の属性、年齢等にかかわりなく、千葉県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。千葉県最低賃金額以上の賃金を支払わない使用者は、最低賃金法第４条違反として罰則（50 万円以下の罰金）の対象となります。

派遣中の労働者については、派遣先の事業場に適用される最低賃金が適用されます。

○　特定最低賃金について

特定最低賃金は、地域別最低賃金とは別に、関係労使の申出に基づき最低賃金審議会の調査審議を経て、同審議会が地域別最低賃金よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要であると認めた業種に設定されます。

千葉県においては、現在、７つの業種について設定がなされていますが、千葉県最低賃金額よりも高いものは、「鉄鋼業」と「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」の２業種となっています。

○　最低賃金に参入されない賃金

①　精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
②　臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
③　１か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
④　時間外労働、休日労働及び深夜労働の手当

＜参考２：最近５年間の千葉県最低賃金の改正状況＞

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
最低時間額	842 円	868 円	895 円	923 円	925 円
引上げ額	25 円	26 円	27 円	28 円	2 円
対前年度引上げ率	3.06%	3.09%	3.11%	3.13%	0.22%

別添１

令和3年8月から

「業務改善助成金」が使いやすくなります

『業務改善助成金』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、設備投資など（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）を行った場合に、その費用の一部を助成します。

詳しくはHPをご覧ください！ 業務改善助成金 検索

変更後のコース内容

※申請期限：令和４年１月３１日

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
20円コース	20円以上	１人	２０万円	以下の２つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金(925円)の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	３／４ 生産性要件を満たした場合は ４／５ （※2）
		２～３人	３０万円		
		４～６人	５０万円		
		７人以上	７０万円		
		10人以上(※1)	８０万円		
30円コース	30円以上	１人	３０万円		
		２～３人	５０万円		
		４～６人	７０万円		
		７人以上	１００万円		
		10人以上(※1)	１２０万円		
（新設）45円コース	45円以上	１人	４５万円		
		２～３人	７０万円		
		４～６人	１００万円		
		７人以上	１５０万円		
		10人以上(※1)	１８０万円		
60円コース	60円以上	１人	６０万円		
		２～３人	９０万円		
		４～６人	１５０万円		
		７人以上	２３０万円		
		10人以上(※1)	３００万円		
90円コース	90円以上	１人	９０万円		
		２～３人	１５０万円		
		４～６人	２７０万円		
		７人以上	４５０万円		
		10人以上(※1)	６００万円		

（※１）10人以上の上限額区分は、以下に該当する事業場が対象となります。
生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近３ヶ月間の月平均値が前年又は前々年の同じ月に比べて、30%以上減少している事業者

（※２）ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者１人当たりの付加価値を指します。
助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その３年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

○助成金受給の流れや申請先等については裏面をご覧ください。

その他の変更点

- ◆ PC、スマホ、タブレットの新規購入、貨物自動車なども生産性向上の効果が認められる場合は対象になります。
  ※特例のうち、生産量要件に該当する場合であって、引上げ額30円以上の場合に限ります。
- ◆ 同一年度内に複数回（2回まで）申請することができます。

ご留意頂きたい事項

- ◆ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ◆ 事業完了の期限は令和４年３月３１日です。

助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを最寄りの都道府県労働局へ提出 → 審査 → 交付決定後、提出した計画に沿って事業実施 → 労働局に事業実施結果を報告 → 審査 → 支給

申請先

◆ **千葉労働局雇用環境・均等室　企画部門**

〒260-8612　千葉市中央区中央4－11－1　千葉第二地方合同庁舎　【電話番号】０４３－３０６－１８６０

働き方改革推進支援資金

◆ 日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。
詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

【担当部署】各都道府県日本政策金融公庫

～・業務改善助成金の活用事例・～

業務改善 事例1　業務用吸水掃除機の導入及び業務改善コンサルティングの活用による生産性の向上

企業概要

【所在地】三重県　【従業員数】26人　【事業内容】建築物清掃業
【課題と対応】手作業で床の洗浄をしていたため、作業時間が長かった。また、事務的にも作業ミスや連絡ミスがあったため、設備投資とコンサルティングによる業務効率化を検討してきた。

清掃業務を機械化し、ITを活用して事務作業も効率化したいと考えました。そこで、**助成金を活用して業務用吸水掃除機の導入及び業務改善コンサルティングを活用しました。**

清掃業務の負担を軽減し、日程調整や書類作成も効率化したい

床洗浄の作業が3人から1人になり、事務作業の効率化で取引先と円滑なコミュニケーションが可能

さらなる工夫
受発注は電話のみで行うことが大半だったが、メールとアプリを活用し、スケジュール表で可視化できるようにした。

実施内容　業務用吸水掃除機を導入することで、床洗浄作業の人員と作業時間が3分の1になった。また、業務改善コンサルティングによって、ITの活用により日程調整や書類作成、取引先とのコミュニケーションが効率化した。

成果　清掃業務と事務作業の効率化により生産性が向上し、22人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を30円引き上げた。また、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げも実施した。

助成金活用のきっかけ　インターネットで、活用可能な助成金を検索

業務改善 事例2　テーブルオーダーシステムの導入による注文業務の効率化と会計の見える化

企業概要

【所在地】福岡県　【従業員数】9人　【事業内容】飲食業
【課題と対応】オーダーの聞き間違い等を解消し、従業員の負担軽減を図るため、設備投資による作業効率化を検討してきた。

注文に要する時間を削減し、テーブルごとの料金管理を図りたいと考えました。そこで、**助成金を活用してセルフで注文できるテーブルオーダーシステムを導入しました。**

ホールスタッフの注文を取りに行く作業を減らして、回転率を向上させたい

1か月当たりの注文受け時間が約12時間短縮

さらなる工夫
揚げ物の揚げ時間を短縮できる機器や、飲み放題用のセルフ式設備の導入により、従業員のさらなる業務負担軽減を進めた。

実施内容　テーブルまで行き注文を取っていたが、テーブルオーダーシステムの導入で顧客が自ら注文を入力できるようになり、オーダーと会計が正確になったことで従業員の負担軽減が図られた。

成果　注文業務の効率化により生産性が向上し、3人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を90円引き上げた。また、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げも実施した。

助成金活用のきっかけ　インターネットで、飲食業で活用可能な助成金を検索

別添２

令和３年度　千葉労働局委託事業
中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業

秘密厳守

相談・専門家派遣無料

事業主、労務担当者様
そのお悩み、ぜひ専門家にご相談ください!

ひとつでもチェックがつきますか?

- □ **年次有給休暇5日間**の取得をしていない従業員がいませんか？
- □ 1ヶ月に**45時間超残業**している従業員がいませんか？
- □ 月60時間超の時間外労働に対する**割増賃金**を払っていますか？
- □ パートタイムに正社員と**同じ手当を支給**していますか？
- □ コロナ禍による、**テレワーク実施時の労務管理**が整っていますか？

これらを改善することにより
「人手不足の解消と定着」を図りませんか！

働き方改革の推進にのため、中小企業・小規模事業者等を中心に就業規則の作成方法、非正規労働者の処遇改善、過重労働対策、賃金規定の見直し、**労働関係助成金**の活用等について働き方改革に取り組む事業主の皆様に助言･提案などの相談支援を行います。

ご都合に合わせた相談方法が選べる!

相談方法
1. 企業訪問（1社あたり最大６回）
2. 電話・メール
3. センター来所
4. 出張相談会

千葉働き方改革推進支援センター

TEL 0120-174-864
受付時間　平日９：00〜18：00
住所 〒260-0013 千葉市中央区中央 4-13-10 千葉県教育会館７階
MAIL hk12@mb.langate.co.jp　FAX 043-301-5835
http:// 千葉働き方改革推進支援センター .site

相談・セミナー情報詳細は、ホームページをご覧ください。　千葉　働き方改革　検索

年次有給休暇の確実な取得
大企業・中小企業とも 2019 年４月～

時間外労働の上限規制
大企業：2019 年４月～／中小企業：2020 年４月～

同一労働同一賃金
2020 年４月～
※中小企業におけるパートタイム・有期雇用労働法の運用は、2021 年４月１日～

年次有給休暇の確実な取得とは
労働基準法が改正され、使用者は、法定の年次有給休暇付与日数が 10 日以上の全ての労働者に対し、時季を指定して毎年 5 日、年次有給休暇を確実に取得させる必要があります。

時間外労働の上限規制とは
残業時間の上限は、原則として月 45 時間・年３６０時間とし、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることはできません。

同一労働同一賃金とは
正社員と非正規労働者との間の不合理な待遇差が禁止されます。

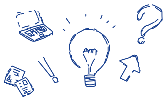

個別訪問申込書　FAX：043-301-5835

千葉働き方改革推進支援センター 宛　WEB 相談フォームはこちら ▶▶▶▶

事業場名		ご担当者氏名	
所在地	〒　　　-		
連絡先	電話	E-MAIL	
	FAX		
訪問希望日	・令和　年　月　日（　） ・令和　年　月　日（　） ・令和　年　月　日（　）	☐ オンライン相談希望 ※ 後日、日程調整のお電話を差し上げます。	
相談内容 ✓をお付け下さい	☐ 残業時間の上限規制 ☐ 各種助成金の申請・活用 ☐ 36 協定 ☐ 同一労働・同一賃金 (非正規労働者待遇改善) ☐ 就業規則・賃金規定等の見直し ☐ テレワーク ☐ 育児・介護制度の整備 ☐ 年次有給休暇の取得義務付け ☐ その他【　】	☐ 人手不足 ☐ 最低賃金制度 ☐ 無期転換制度 ☐ 生産性向上への対応 ☐ 賃金制度全般 ☐ 職務分析・職務評価 ☐ 高度プロフェッショナル制度	

【個人情報の取り扱いについて】
- 本申込書にご記入いただいた個人情報（以下「個人情報」）を取得する事業者：ランゲート株式会社（以下「当社」）
- 当社の個人情報保護管理者および個人情報に関する問合せ先：
  情報通信部 PMR 担当　E-MAIL：privacy@mb.langate.co.jp
- 取得した個人情報は、「令和３年度　中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業」（以下「本事業」）の相談支援申込みのために利用します。
- 当社は、利用目的の達成に必要な範囲で、当社が定める個人情報保護の水準を満たした委託者（中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業　専門家）に、個人情報を委託することがあります。
- 当社は開示対象個人情報について、本人または代理人から受け付けた開示等の求めに応じます。
- 当社は、本事業の実施報告のため、本事業の委託者である厚生労働省に、個人情報を書面にて提供することがあります。

※ 上記内容について　☐同意する　（チェックしてください）